

令和4年 第12回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和4年8月23日（火）
開会 午前9時00分 閉会 午前10時30分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 松本明彦 野木三司 関 美幸 安達京子
- 4 説明者 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝
子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 欠席者 田村浩章委員、総括指導主事 久保有紀
- 6 書記 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣
- 7 議 事
- (1) 議案第58号 京丹後市文化財保存活用地域計画（案）の提出について
- (2) 議案第59号 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部改正について
【追加議案 議案第60号、議案第61号、議案第62号】
- (3) 議案第60号 令和5年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について
- (4) 議案第61号 令和5年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について
- (5) 議案第62号 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正につて
- 8 その他
- 9 会議録 別添のとおり（全20頁）
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和4年11月24日

教 育 長 松本 明彦

署 名 委 員 安達 京子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 松本明彦

〔被招集者〕 野木三司 関 美幸 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 引野雅文 教育理事 田辺健二

教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 川村義輝

子ども未来課長 蒲田幸宏 生涯学習課長 安達 純

文化財保護課長 新谷勝行

〔欠 席 者〕 田村浩章委員 久保有紀総括指導主事

〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈松本教育長〉

おはようございます。早い時刻にお集まりいただきありがとうございます。

ただいまから「令和4年 第12回京丹後市教育委員会臨時会」を開会いたします。

教育委員の皆様にもお伝えしておりました教育委員会事務局の事業として本年度から取り組んでいます「Kyotango Sea Labo」の第1回目のワークショップが先日8月11日に実施されました。トロント大学とスタンフォード大学の日本人研究者の方々にもオンラインで参加いただき、また参加した中高生をサポートするバイリンガルの大学生の皆さんにも、オンラインで参加いただくなど、ICT機器の充実がなければ実現できなかったプログラムであることが実感できる内容となりました。基本的には英語を使っの京丹後に関する課題解決的な学びをしていくというプログラムですので、特に参加している中学3年生にとってはなかなかハードルの高いものではあります。少しずつ慣れていく中で、友だちと協働しながら課題解決に英語で当たることの必要性と面白さに気づいてもらい、グローバル人材としての資質・能力を高め、それを各校で他の生徒にも広めていってほしいと考えています。

さてコロナの状況ですが、3年ぶりに新型コロナウイルス感染症による行動制限のない夏季休業及びお盆となり、少しずつ日常の生活が戻りつつある状況ではあります。しかし感染者数は、全国的にも市内においても依然日々高い状況が続いております。夏季休業中により児童・生徒の学校での感染はないものの家庭内の感染等によって感染者は一定数あり、29日から始まる2学期においても、引き続き感染対策を確実にしながらのスタートとなります。

本日は、「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）の提出について」をはじめ追加議案も合わせ5議案の審議を予定しています。どうぞよろしくお願いたします。

<松本教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。
安達委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

<松本教育長>

初めに、議案第58号「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）の提出について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第58号「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）の提出について」を説明させていただきます。

本計画は、文化財保護法第183条の3第1項に定める法定計画で、市町村が単独又は共同して、京都府文化財保存活用大綱を勘案して作成し、文化庁長官の認定を申請することができるというものです。

去る6月1日の教育委員協議会において本計画の素案を説明させていただいたところですが、その後、パブリックコメントによる市民からの意見聴取、市文化財保存活用地域計画協議会での協議、そして市文化財保護審議会での意見聴取等を踏まえて、文化庁長官へ提出する最終案を取りまとめましたので承認をお願いします。

詳細は文化財保護課長から説明をさせていただきます。

<新谷文化財保護課長>

失礼いたします。お配りさせていただいています京丹後市文化財保存活用地域計画（案）の目次のほうをご覧くださいと思います。

この計画の前半部分はマスタープランと呼ばれるものでして、序章で計画の作成の背景等の部分がかかれていまして、第1章で京丹後市とはどういったところかといった内容を、自然的・地理的環境ですとか、社会的状況、歴史的背景の3つの要素から書かせていただいています。

次のページに移りまして、この計画は文化財に関する計画ということもありまして、第2章では京丹後市にある文化財の概要について、これまで教育委員会でも出させてもらっていました指定文化財等だけではなくて、未指定のさまざまな文化財まで含めてどういった現状にあるのかという概要把握をしています。

こういった第1章、第2章での京丹後市の現状把握を踏まえまして、第3章では京丹後市の歴史文化の特徴と関連文化財群ということで、京丹後市はどういった特徴があるのかというところを示しています。この計画の一番の肝とも言える部分でして、6月1日の教育委員協議会の際には、10のストーリーで御提案していましたが、その後ストーリーを1つ加えまして、全体の建て付けを少し変えまして11のストーリーをつくっています。

そういった内容で京丹後市の歴史文化の特徴を、文化財を中心にあぶり出すというような作業をさせていただいています。

そういったものを踏まえまして第4章では、今後の文化財の保存・活用に関する将来像・基本目標ということで、今後20年を主に見据えたような目標設定を行っています。ここまでがマスタープランと呼ばれるものになるかと思えます。

第5章以降につきましてはアクションプランというふうと呼ばれるもので、第4章で示しました長期的な将来像・基本目標に対し、今後5年間を中心に一部10年間を見据えた課題ですとか基本方針を第5章で示します。

第5章の課題・方針を踏まえまして、第6章ではそういった5年間、10年間で行っていく措置ということで実際にどういったことを行っていくのかということを書かせていただいています。

第7章は、そういった措置の中で、特に文化財の防犯防災という部分に関してを取り上げて書いた項目になっています。

第8章が、こういった文化財保存・活用を進めていくための推進体制を書くというような形になっています。

巻末に参考資料ということで、今回の計画の策定に当たりまして、どのような文化財があったかということを示すリスト等々をお示ししています。

全体の概要がそういったところです。先ほど次長の説明にもありましたように、6月1日水曜日の教育委員協議会にて一度素案を説明させていただいて意見交換をさせていただいたところですが、並行して理事者協議を行っていきまして、その後文化財保護法第183条の3の第3項の規定によりまして、6月21日火曜日から7月11日月曜日までパブリックコメントを実施しました。その中でお一人から2件の御意見をいただいきまして、既に対応については公開させていただいています。それを踏まえまして7月15日金曜日に、第4回の京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会を開催しまして、そこで協議及び修正を行っています。その後7月29日金曜日に、京丹後市文化財保護審議会の意見聴取を行いまして、そこでの意見を踏まえて修正を行っています。

これらの法に基づく意見聴取と並行しまして、文化庁地域文化創生本部のほうの御指導もいただきまして一部修正をそのほかの部分でもかけているというのが、今日お示しさせていただいた計画（案）の内容です。

6月1日にお世話になりました教育委員協議会のあとの主な変更箇所について説明させていただきます。

主立った変更内容につきましては、第3章がまず1つございまして、先ほど御説明させていただきましたようにもともと10のストーリーで協議会の際には御提示をさせていただ

ていたのですが、11のストーリーということで、第3章の中で言いますと3のものづくりのふるさと丹後というところを、「丹後ちりめんをめぐる人と技」から「ものづくりのふるさと丹後」に変更し、「気張る丹後人の気質とものづくりのふるさと」を追加したというのが大きな変更点になります。

あと第3章の最後に、コラム「日本のふるさと丹後～可能性に満ち溢れた丹後の歴史文化」ということで、コラム的な内容のものを1つ入れさせていただいているというのが大きな変更箇所です。

そのほか文化庁からの指導内容のほうにつきましては、第5章の内容について基本方針の記載内容が第5章前半の課題と対応していない部分があるという御指摘がありまして、対比できるように追加を行うなどして修正を行ったということが大きな変更点です。

あと文化庁から、第5章と第6章の内容に関して、課題方針に対して実際に行う措置等が連動しているかどうかといったあたりの御指導がありまして、一部修正をかけています。

このほか、誤字脱字等が結構ありましたので、そういったところの修正をかけさせていただいたというのが、ここまでの修正内容ということになります。

そういった修正等を踏まえまして今日計画（案）のほうを御提示させていただいているところです。

本日御承認いただけましたら、京都府を經由して文化庁に認定申請を行うこととなります。文化庁へ8月末までに提出ということになっているのですが、その後、文化庁内部での最終確認等があり、修正の指示がありましたらまた修正をさせていただくというようなことになります。

そのあと文化庁から国の関係省庁のほうに内容の照会があり、そこで関係省庁からの意見を踏まえて修正指示がありましたらまた修正をかけるというようなことになっています。

そういったところが終わりましたあとに、文化庁が12月に国の文化審議会に諮問をし、文化審議会で承認が得られましたら認定を受けるというような流れになっています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第58号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

大変膨大な資料を作成していただいて本当にありがとうございます。

先ほどパブコメの中で2件の意見があったということでしたが、そういった意見というのはここに書いてありましたか。書いていなかったら、どんな意見があったか参考に聞かせてほしいのですが。

〈新谷文化財保護課長〉

ホームページで公開はさせていただいていますが、2件御意見いただいたのは、1つは第5章の財源の確保というところで、計画については全体的な計画ということで網羅した内容になっている。それはよく分かるのですが、具体的な取組みは年度ごとの計画ということで、第6章で短期的な計画、長期的な計画ということで書いているところがあります。ということで、その年度計画に関しては財源というお金の制限がある中であるので、そういった限られた財源の中で全部やっつけようと思うと、どうしても中途半端なところが出てくるので、メリハリをつけたらどうか。やる気のあるところにはもっとお金をつけるとか、そういったことを考えたらどうでしょうかというふうな御意見を1ついただいています。

優先度をつけるときに、文化財の重要だとか地元のやる気とかそういうところで優先順位をつけられないかという御意見でした。それに対しての考え方として、従来の指定文化財とか登録文化財で大事なものは指定をかけたか登録をかけたかしているの、そこでまず判断をしています。そのところはそういった従来の制度で対応できます。あとやる気のあるところという点に関しましては、今回計画の中で書かせていただいている市民遺産制度というのをこれから考えていけたらどうかということにさせていただいてまして、今では私たちが大事だと思うものを指定するとかいうふうな形だったものを、その地域におられる方々自らが大事だと思うものを提案していただくというような、ボトムアップ型にしたらどうかという提案をさせていただいていますので、そちらのほうで対応したいという回答をさせていただいています。

2つ目は、所有者の責任として取り組むべきことについて具体的に記載したらどうかということでしたので、それは既にこれまでの文化財保護法にも記載されていますし、計画の中でも書かせていただいていますというふうなことで回答させていただきました。

〈野木委員〉

ありがとうございます。

〈松本教育長〉

ほかに御意見等がありましたらお願いします。

〈安達委員〉

この計画を進めていくための推進協議会について触れてあったのですが、そのメンバーは大勢の方が関係されているようです。その方が年に1、2回の会議をするということが書いてありましたが、どのくらいのメンバーになるのか、文化財保護課が事務局になられると思うのですが今4人の職員の方しかおられません果たしてその事務局ができる体制にあ

るのかというようなところを答えてください。

〈新谷文化財保護課長〉

推進協議会につきましては、今、策定協議会ということで協議会を立ち上げていまして、その協議会の委員をそのまま推進協議会に移行するというようなイメージで考えています。

事務局に関しましては策定の際も文化財保護課のほうで事務局をさせていただいて、関係課に意見を聞きながらさせていただいていましたので、今後も一応現行の体制で事務局を進めていこうと思っています。

〈松本教育長〉

先ほどもありましたように、この計画を作成する際も体制的になかなか厳しい中でありますけれども連携して取り組んでいただいているので、言われるようにここから活用というところが大事になってはきますけれども、この体制で、他の部局とも連携しながら進めていけるのではないかと考えています。

〈引野教育次長〉

今のお話の内容は145ページですね。

〈安達委員〉

現状の仕事をしながらこれを進めていくとなると、市の係の方もみんなこうやってその中心になっていくわけですけど、大変な膨大な仕事量になると思うので、大変だろうと思います。頑張ってもらいたいと思います。

〈新谷文化財保護課長〉

ありがとうございます。

〈松本教育長〉

ほかに御意見等がありましたらお願いします。

〈安達委員〉

先ほどのお答えにもあったのですが、市民の方が京丹後市にある文化財がとても大事なものだとか、これは好きだとか、大切にこれを守ってつなげていかなければならないとか、本

当にそういう気持ちがあるのとないのとでは、この文化財が生きるか死ぬかすごく大きい。一部の自治体が進めていくだけで市民が離れていってしまえば、観光的にも魅力のないものになってしまうと思うので、いかに市民の方がこの計画に共感して、私たちの住んでいるところは田舎だけどこんなによい文化財資源があって、自然も素敵で、食べ物も美味しくということが本当に分かるように知らせるということはすごく大事なので、市民と一緒に進めていくということが一番大事ではないかと思います。その辺のことはよろしく願いしたいと思います。

<松本教育長>

活用していく上での啓発というあたりで出ていた意見とか、今後の方向性について課長お願いします。

<新谷文化財保護課長>

今後の方向性ということで、まだこれから建て付けていくところはあるのですが、市民遺産制度を考えていまして、皆さんから意見をいただいて進めていくことも考えているところです。それが機能して初めて協議会も機能するのかなと考えていますので、まずそのところでその広がりをつくっていくことを最初に進めていければと思っています。

まず最初にすべきことはそこかなということで、あとは従来から啓発活動等も進めさせていただいています、それも並行して進めさせていただこうと考えています。

<松本教育長>

それとこの計画が非常に膨大なものなので、端的に理解していただくようなものという話も出ていましたよね。

<新谷文化財保護課長>

教育長から今ありましたように、協議会の中でも、この計画、特に11のストーリーはどうやって広めるかというところが一番の肝になるのかなと思っていまして、学校現場とかでは、まず副読本とかそういったところに何らかの形で反映できないかなということを1つ考えています。一般向けにはまず広報等を使うということと、資料館の企画展示などでもストーリーを紹介するようなものを今後展開していく必要があるのかなというふうにも考えていまして、そこを今後5年間で特に重点的に進めていきたいと思っています。

<安達委員>

実際資料館に足を運ぶという市民がどれだけいるのかなと思ったのですが、地域地域でと

ても大切なものがあると思うのですが、その地域の大切なものを地域の人知らないという現状がまずあると思うのですよね。地域にこんなものがありますよというところで、地域の方にまずは知ってもらおうということが大事で、資料館に展示されるのももちろん興味のある方は行かれると思いますが、地域の方は絶対行かないと思うのです。地域に出向いて説明するのは無理かも知れませんが、その地域地域で、こんなものがあって、これはすごく貴重なものですよというような説明もあってもよいのかなと思いました。

<新谷文化財保護課長>

確かにそのとおりでして、私どもは今久美浜町の須田地区で湯舟坂2号墳を中心にということで須田地区の皆様と一緒にやっているのですが、区の方々と一緒にやってもなかなか区民の皆様にまで話が届いていなかったという実態があるのを目の当たりにしまして、出向いて行ってもなかなかこんな感じだということもあるのです。一部の方には対応をさせていただいているのですが、そういったところが確かに課題としてありまして、公民館事業とかで出前講座として、たまに地域に入って地域の話を見せていたこともありますが、一度きりになることもありますので、そういったところももう少し意識をしながらさせていただく必要があるのかなと思っています。

<野木委員>

こういった資料は今までからいろいろあったかと思うのですが、学校サイドで、丹後学を学ぶという部分で活用されたとか、できあがったものを活用していこうというような計画はあるのでしょうか。

<新谷文化財保護課長>

久保総括にもこの計画の話はさせていただいて、学校現場で例えば丹後学のモデルカリキュラムの改訂時に何らかの形で反映できないかなという相談はさせていただいています。あとは中学校の社会科副読本を私どもがつくらせていただいたのですが、つくってからだいぶ日が経っているということもありまして、学校現場の方と一度この計画、例えば11のストーリーとかを何かの形でうまく活かさないかという話をしなければならないという思いは持っています。今はそういう段階です。

<野木委員>

これだけの貴重なものなので、私は小中だけではなくて小中高連携で丹後学を学ぶという視点が必要かなと思います。特に高校でも丹後を学ぶということで非常に大きな成果をあげているというのは以前も教育長から報告も受けています。高校の先生方からもそういうような報告を受けています。是非これは小中高連携で使えるような仕組みと言いますか、この

本を1つのテーマとして連携ができればと希望いたします。

〈松本教育長〉

ありがとうございます。野木委員の言われるように、活用の中には教育的な部分での活用というのは大きな要素だというふうに思っていますし、意味を持っていると思いますので、先ほど課長も言っていましたように、そうしたものを、そのままの資料か、概要版みたいな物を示すのかということはまだ今後の検討ですけれども、今後においても総合的な探究の時間という形で探究的な学習を重視していますので、こうした11のストーリーみたいなところは非常に探求テーマにはマッチするのではないかなというふうにも思っています。直接高校に働きかけることは難しいですけど、資料提供という形で小中の学びを高校へつなぐという意味でのつながりということは今後もつくっていくべきだと思っています。

ほかに御意見、御質問はありませんでしょうか

〈関委員〉

この資料を見させていただいて、知っているものもあれば、知らないものもあり、市内のことがよく分かるように作成されていると思いました。これもそうだったのかと思うような内容もありました。

丹後学を指導するにあたり、若い先生たちが増えている状況から考えると、この資料を活用できるよう、学校に配布していただき、社会科や総合的な学習の時間の中で先生自身が研修をし、地域の魅力を子どもたちに伝えて考えさせる授業づくりにつなげていってもらえればと思います。

せっかくこういう文化財のことをたくさん紹介していただいているので、時々広報でも発信されていますが、さらに定期的にいろいろな良さを知らせていっていただきたいです。

今後とも情報発信をお願いしたいです。

〈松本教育長〉

ありがとうございます。広報京丹後等でも11のストーリーがあれば1年間ぐらいのシリーズでできますね。

〈新谷文化財保護課長〉

今でも広報京丹後で文化財のページを毎月ではないですけども、使わせていただいていますので、そういったところで認定を受けたあとに出していくというのは当然させていただかないといけないのかなと思っています。またその頃にはご覧いただければと思います。

<松本教育長>

私も確認が不足してはいますが、地域計画の配布範囲はどのあたりを考えていますか。

<新谷文化財保護課長>

具体的にはこれから考えようと思っておりますが、今関委員からありましたように学校には配布させていただきたいと思っております。

特に、協議会の中でも委員の先生方からもありましたけれども、地域の中身がよく分かるというのがこの計画の特に前半部分ですので、私もよそへ行くときによその地域計画ができていたら参考にしていたりするのですが、大変よくまとまるものなのだなという感想を持っています。そういったところもありますので御確認いただければなと思っています。

計画自体は、例えば措置部分だとか、文化財の数だとか、今後どんどん変遷していくので、印刷物としては多分最初1回作ると次5年後まではつくらないかも知れませんが、今の時点のものが前半の特に大きく変わることはないかなと思っていますので、一度小中学校に配布させていただいて、また御活用いただければと思っていますのでよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

そのほかございませんか。

それではお諮りをいたします。

議案第58号「京丹後市文化財保存活用地域計画（案）の提出について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

<引野教育次長>

議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部改正について」を説明させていただきます。

本議案は、市全体の公共施設等の使用料見直しに係る複数の施設条例を一部改正する議案となっています。

まず、本日追加で配布をさせていただきました使用料の見直しの考え方（案）のほうを説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

本市では市民福祉の増進等を目的として、福祉施設、スポーツ文化施設等を設置し市民の皆様等に利用していただいております。これらの使用料について、地方自治法の規定に基づき条例で金額を定めて利用者から使用料をいただき維持管理経費に充てているという状況です。

本市における使用料に関しては統一ルールがなく、その多くが新市合併協議の中で合併前の各町の金額を参考に決定され、一部を除いてそのまま現在まで引き継がれており、類似の施設や地域間で不均衡な状況があります。

次に3 ページをご覧ください。

今申し上げましたような課題があることから、平成25年度からですが、消費税率が10パーセントへ引き上げられるタイミングを見据えて使用料等の見直しの検討に着手をし、令和元年の6月市議会の定例会で見直し案の提案をいたしました結果としては否決ということになりました。

その後、令和元年度に実施しました市民広聴会等で市民の皆様から広く御意見をお聞きし、さらに検討を進めまして、本年の7月に再度市民広聴会を開催する中でいただいた御意見等を踏まえながら見直し案の策定を進めてまいりました。

経過等がそれ以降ありますが、少し飛んで8ページのほうをご覧くださいと思います。

そういった検討を踏まえまして、8ページにありますように4つの見直しの考え方をまとめています。1つ目が施設の利用時間区分の統一ということで、午前、午後、夜間の時間がまちまちであったところを1時間単位での使用料金に統一をすることです。2つ目が類似施設における使用料の額の平均化、統一した使用料の設定ということです。3つ目はこれまで内税であった消費税の扱いを外税方式にするということ。4つ目は、これも施設によってばらつきがあった減免基準を全ての施設で統一していくという、これら4つの見直しの考え方を定めています。

9ページ以降につきましては、今申し上げました4つの見直しの考え方の内容をさらに詳細に説明させていただいています。説明のほうは省略をさせていただきます。

少し飛びまして20ページです。

20ページでは先ほどの見直しの考え方の1つであります減免基準の統一案について記載をしています。先ほど申し上げましたように全施設で減免基準を統一して、事前に減免団体を登録し、全施設で同じ運用を行っていくということにしています。なお、この資料につきましては、今年の7月に開催いたしました市民広聴会で配布した資料です。この減免基準につきましては、最終的には一部修正が加えられるという予定となっていますが、本日提案いたします条例の改正の内容ですとか使用料の金額等には影響はないということです。

それでは次に議案書のほうを順に見ていただきまして、条例ごとに改正点のポイントについて説明をさせていただきたいと思います。

最初に別記ということですが、20ページまで飛んでください。20ページの次に新旧対照表がついています。

まず、京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例の新旧対照表です。左側が現行で右が改正案となっています。

まず第8条ですが、ここでは使用料の納付期限について他の施設と整合を図るために文言を追加しています。

第9条については先ほど申し上げました減免基準の統一を図るために文言の改正をしているものです。なお、この中にありますが減免基準に関する考え方は規則で定めるということにしていますが、この基準に関する規則については別途定めることとしています。

第10条は使用料の不還付についてですが、他の施設と整合を図るもので、原則還付は行わないということなのですが、教育委員会が許可を取り消したとき、市長が特に理由があると認めるとき、例えば天候など利用者の責に帰することができないというような場合に限り還付をするということとしています。

次に2ページの別表をご覧ください。

使用料についてですが、類似施設の現使用料を基準としまして、それらを平均化して1時間当たりの使用料の額を設定するとともに、照明設備がある場合は新たに照明設備の使用料を設定しています。また、別表の備考のところになりますが、1のところは利用時間以外の時間に利用する場合の使用料を規定していますし、2のところでは市民以外の方が利用場合は2倍の額となるということ。さらに、3ページになりますが消費税を外税方式にするといったところも、ここの備考のところ規定をしています。

次に、京丹後市公民館条例です

全施設統一となります見直しの考え方に基づく改正については、先ほど学校体育施設等の利用等に関する条例で説明いたしました内容と同じですので、そのあたりについては説明省略をさせていただきまして、施設固有の改正内容のみこれからは説明をさせていただきます。

12条と13条については他の施設と同様のものです。

別表ですが、この公民館条例は、峰山、丹後、弥栄の地域公民館の使用料の額について設定をしています。丹後地域公民館と弥栄地域公民館については一部室名を改正しています。別表の4冷暖房冷暖房設備の使用料については、全施設統一で使用料の2分の1の額としています。別表の備考についてはほかと同様です。

次に、京丹後市いさなご工房条例です。

第10条、第11条はほかと同様のものです。

別表では利用時間区分等を明確な時間表記に改め、個人・団体でそれぞれ料金を設定しています。なお体験料等の、現行のほうにあります実費相当額につきましては、使用料として条例で定めることが馴染まないということで削除をしています。

1 ページ備考の2項です。この施設では営利目的の使用を許可するというので、営利使用は3倍の額という規定をここで行っています。これは営利使用を許可する施設で全て統一の規定となっています。なお、このいさなご工房は、利用時間外に利用する規定というのは、先ほどの公民館条例等ではあるのですが、この施設では設けていないということです。

次に、京丹後市マスターズビレッジ条例です。

別表の2です。京都府大宮ふれあい工房実習室使用料ということで、こちらの使用料については体験施設ということですので、先ほどのいさなご工房と同様に1人当たりの金額として設定をしています。そのほかについては他の施設と同様の内容となっています。

次に、京丹後市社会体育施設条例です。

基本的には他の施設と同様の内容となっていますが、別表のほうで、現行では見ていただきましたら分かるように、施設ごとにそれぞれ別表を設けていたのですが、今回それを統合いたしまして、その中で施設の種別ごとに金額等を表記する形にしています。少し比較がしにくいかもしれませんが、5ページの一番下に、別表の現行のほうの13京丹後市郷グラウンド、これは旧郷小学校のグラウンドですが、ここにつきましては網野学校給食センターの整備予定地となっていますので令和5年の4月から廃止するというので、改正のほうでは別表から削除しています。

次に、京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例です。

第8条、入館料の不還付についてはほかと同様のものですが、第8条の2項と第8条の3項につきましては、資料館条例を参考に原状回復の義務及び損害賠償の義務についての規定を追記しています。

第9条については文言の整理となっています。

次に別表のほうを見ていただきたいと思います。他の施設と同様に消費税の外税方式について規定をしています。なお、この琴引浜鳴き砂文化館と次の資料館につきましては、公民館や体育施設等の貸館施設とは異なりまして、1人ずつこの入館料をいただくという施設ですので、時間当たりの使用料ではなく1人1回当たりの入館料ということで、金額の規定等がほかの施設とは少し異なっているということがあります。

次に、京丹後市立資料館条例です。

郷土資料館と丹後古代の里資料館の2施設が対象となります。

第4条は、管理が京丹後市教育委員会であるため、これまで誤記であったのですが修正をしています。この他には、琴引浜鳴き砂文化館条例と統一を図るために、現行の第6条、第8条、第10条については削除をしています。

次に、京丹後市アグリセンター大宮条例です。

別表の2冷暖房施設に加えまして、この施設の設備であります多目的ホールの移動観覧席、ステージ照明設備について、それぞれ使用料を規定しています。

別表の備考の3のところ、先ほどもありましたが、営利目的の使用を許可するというところでこの施設では営利使用3倍の額という規定を入れています。

そのほかについては他の施設と同様の内容となっています。

次に、京丹後市峰山林業総合センター条例です。

別表の2林産物加工室使用料について、現行のほうで機械及び工具の使用料というのがありますがこれを廃止しまして、同じようないさなご工房ですとかマスターズビレッジの体験室を参考に1人当たりの使用料の規定に改めています。

別表の備考のところですが、先ほどと同様でこの施設でも営利目的の使用を許可ということで、営利3倍の額を規定しています。

そのほかは他の施設と同様です。

最後に、京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例です。

基本的には他の施設同様の内容となっています。

利用時間外の利用に関する規定ですとか、営利利用に関する規定というのが、この条例では既に現行の条例の中で規定されていますので、改正内容には上がっていないということです。

以上で改正内容の説明とさせていただきます。

いずれの条例も附則のほうで、施行日は令和5年4月1日、来年度の当初からということにしています。なお御承認をいただきましたら市議会の9月定例会で上程することとしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

<松本教育長>

議案第59号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

使用料の見直しの考え方の5番の利用時間区分の統一のところ、例えばスポーツ施設の利用時間が8時半からということになっていて、利用時間開始前は使用できないというふうに書いてありますが、大きな大会があると準備等でこの8時半からというのが非常にきついのではないかと思うのですが、その大きな大会の時も8時半からでないで貸し出しをしないということなのでしょうか。

<引野教育次長>

今の課題がまさにありまして、8時半からでは準備ができないということで、その利用時間外でない時間でも利用ができるようにということで、今回そういった改正をしています。

例えば、最初に見ていただきました学校体育施設等の利用等に関する条例の新旧対照表の別表の備考です。利用時間外に利用できる施設の条例にはどれにもあるのですが、1で、この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、1時間の使用料に利用する時間数を乗じて得た額とするということです。例えば7時半から準備が必要ということだったら、その1時間分の使用料をこの規定の時間以外でも使えますし、使用料をいただくということで、主に大会などを想定した規定です。

<野木委員>

今の説明で分かりましたが、これを見ただけでよく分かりませんでした。使えるというふうに改正したということですね。了解です。

<引野教育次長>

そうですね。10ページが、その課題に対してこうしますという組み立てになっています。

<松本教育長>

そのほか何かありませんか。

それではお諮りをします。

議案第59号「京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、本日追加議案3件を準備しています。

初めに、議案第60号「令和5年度使用京丹後市立小学校教科用図書採択について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第60号「令和5年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」を説明させていただきます。

小学校用教科書の採択につきましては、資料1の令和4年4月18日付けの令和5年度使用教科書の採択事務処理についての通知にて、令和4年度においては無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないとされています。したがって、小学校教科用図書は、令和5年度まで同一のものを使用することとなり、別紙のとおり令和5年度も令和3年度、令和4年度と同一の教科書を使用することとしています。

なお、教科用図書の採択時期につきましては、無償措置法施行令第14条で、使用する年度の前年度の8月31日までにしなければならないというふうになっているために、この8月の臨時会で御審議をいただくものです。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

<松本教育長>

議案第60号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

同一教科書による4年目ということですね。変更があるわけではないということですのでよろしいでしょうか。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第60号「令和5年度使用京丹後市立小学校教科用図書の採択について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

次に、議案第61号「令和5年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

<引野教育次長>

議案第61号「令和5年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」を説明させていただきます。

先ほどの60号と同様ですが、中学校用教科書の採択につきましても、資料1にありますように令和5年度使用教科書の採択事務処理についての通知にて、令和4年度においては令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないというふうになっています。したがって、いまして中学校教科用図書は令和6年度まで同一のものを使用することとなり、別紙のとおり令和5年度も令和3年度、4年度と同一の教科書を使用するということです。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

<松本教育長>

議案第61号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

これも4年間の3年目というところで同一のものをということでございます。

<全委員>

なし。

<松本教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第61号「令和5年度使用京丹後市立中学校教科用図書の採択について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<松本教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<松本教育長>

初めに、議案第62号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野教育次長>

議案第62号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」を説明させていただきます。

「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱」は、令和3年度に創設し、令和3年度の補助対象者の認定募集において、143人の方に対して認定をしたところです。

令和4年度につきましては、この認定者に対して、補助金の交付申請及び請求手続きをしていただくとともに、新規の補助対象者の認定募集を行うこととしています。

こうした中で今年度は、当該認定者が10月1日を交付基準日として補助金交付申請を行う初めての年度となりますが、補助金の交付申請手続きに係る申請時期をより明確に解釈できる規定とするために、所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第11条の交付の申請等について、第11条に「ただし、補助金の交付の申請を初めてする年度は、第8条に規定する認定後の届出の翌年度以降に行うものとする。」を加え、認定後の届出と交付申請が同一年度でないことをより明確に規定するものです。

最後に、附則として、施行期日を令和4年8月23日とし、経過措置として、この告示の改正前の処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなすことを追加しています。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

<松本教育長>

議案第62号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈松本教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第62号「京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈松本教育長〉

異議なしと認め、承認いたします。

以上で本日の議事は全て終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いいたします。

〈新谷文化財保護課長〉

お手元に京都府埋蔵文化財調査研究センターが調査されました鶴尾遺跡の報道資料をつけさせていただいています。先立って田村委員から御依頼があって今回つけさせていただきました。

内容は、現在、峰山町の丹波から北に向かって府道の付け替え工事をしていますが、その工事に先立って京都府埋蔵文化財調査研究センターが調査された遺跡です。現地の調査は今年の3月に終わってしまっていて、持ち帰った出土遺物を整理されていたところ、文字が書かれた木の板があったということで、赤外線カメラで写真を撮ってより鮮明な形で見ましたところ、九九が書かれていることが分かったということです。九九が書かれているこういった木の札というのは奈良時代になります。一般的にいくつか全国的に出ているのですが、これまで出ているものの中では最も文字の量が多いということで、写真がコピーなので不鮮明ですが、実物や鮮明な写真を見ますと文字がきっちり読めるような形になっています。

積文をご覧くださいますと、右側のほうですと、七々卅九（しちしちしじゅうく）ということで、縦棒が4本に横棒が1本入って40で、縦棒3本に横棒が入ると30なのです。このように九九が大きいほうから順番に書かれています。2行目は、一七如七（いちしちがしち）ということで、「が」のところで「如」という字が使われているところがこのお墓の特徴になります。通常木の札とかは土に埋まってしまうとすぐに腐ってしまってなかなか残らないのですが、これは溝のようなところに堆積していたもののものでして、水つきがよかったのでこのような形で残っていたようです。

このほか土器に文字を書いたものなどが見つかっていまして、奈良時代当時は文字を書ける人は少なく、一般の農民とかは文字が書けなかったと思われますので、役人さんとか、そういった税金を徴収したりするような方々がおられたような場所だったのではないかというふうなことが推定されています。

九九が書かれた木簡自体は、今年の8月中旬、お盆時期に京都府埋蔵文化財調査研究センターされている発掘調査速報展で1週間だけ展示がされていまして、そのときに私も見させていただきました。すごい文字がよく見える状態で残っていました。1週間で展示は終わりがちで、現在は保存科学処理と言いまして、そのまま水のついた状態でないと保持できない状態を、科学物質と水を置き換えるような科学処理をしまして、もう少しちゃんとした形に残るような処理が今行われてるといふふうにお聞き置きしています。資料の説明は以上です。

〈松本教育長〉

ないようでしたら、以上で第12回京丹後市教育委員会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

〈閉会 午前10時30分〉

[9月定例会 令和4年9月2日(金) 午後7時30分から]